

参考資料4 関係法令

裁判所法(抄)

昭和二十二年四月十六日法律第五十九号

第十四条(司法研修所)裁判官その他の裁判所の職員の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第五十五条(司法研修所教官)最高裁判所に司法研修所教官を置く。

2 司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における研究、修養及び修習の指導を掌る。

第五十六条(司法研修所長)最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

2 司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第六十六条(採用)司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

2 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第六十七条(修習・試験)司法修習生は、少なくとも一年六月間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。(注)

2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。

3 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

(注) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)により、「一年六月間」を「一年間」と改正(平成18年4月1施行)

第六十八条(罷免) 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

第七十五条(評議の秘密) 合議体である裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

2 評議は、裁判長が、これを開き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

司法研修所規則

昭和二十二年十二月一日最高裁判所規則第十一号

第一条 司法研修所に最高裁判所が定める員数の職員を置く。

第二条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、裁判官、検察官、弁護士又は学識経験のある者に司法研修所教官の事務の一部を嘱託する。

第三条 司法研修所の庶務を掌らせるため、司法研修所に事務局を置く。

2 司法研修所に事務局長及び事務局次長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が補する。

3 司法研修所事務局長は、司法研修所長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

4 司法研修所事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

5 司法研修所事務局にその事務を分掌させるため、課を置き、各課に課長を置く。

6 課長は、裁判所事務官を以て充て、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

第四条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、司法研修所の支部を設ける。

司法研修所規程

昭和二十二年十二月一日最高裁判所規程第六号

第一条 司法研修所は、裁判官その他の裁判所職員（裁判所書記官、裁判所速記官、裁判所速記官補、家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補を除く。）及び司法修習生の人格識見の向上並びに司法に関する理論及び実務の研究又は修得を指導する。

第二条 司法研修所の研修は、左の各号によりこれを行う。

- 一 合同研修
- 二 個別研究
- 三 その他の研修

第三条 前条第一号の研修の組織を左の三部に分ける。

- 第一部 裁判官の研修
- 第二部 司法修習生の修習
- 第三部 裁判所事務官の研修

2 前条第三号の研修は、講演又は資料の配布その他の方法によりこれを行う。

第四条 第二条第二号並びに第一部及び第三部の研修については、研修の期間、場所及び研修に参加する者その他の重要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

2 前項に定めるものを除いて、研修に関し必要な事項は、司法研修所長が、これを定める。ただし、第二部の研修の企画その他の重要な事項を定めるには、教官会議の議を経なければならない。

3 教官会議は、第二部の研修を担当する司法研修所教官でこれを組織し、司法研修所

長が、その議長となる。

4 司法研修所長は、司法研修所規則第二条の規定により嘱託を受けた者を教官会議に参加させることができる。

第五条 司法研修所長は、研修を終えた者に研修の結果を報告させることができる。

2 司法研修所長は、第一部及び第三部の研修を終えた者の氏名及び研修の結果を最高裁判所長官に報告する。

第六条 司法研修所長は、研修の目的を達するために必要な調査又は研究を適当な者に委嘱することができる。

2 司法研修所長は、前項の規定により委嘱した調査又は研究の結果を最高裁判所長官に報告する。

第七条 司法研修所長は、毎年三月末までに、翌年度の研修計画の大綱を定め、これを最高裁判所長官に申し出なければならない。

第八条 この規程に定めるものの外、司法研修所に関し必要な事項は、司法研修所長がこれを定める。

法修習生に関する規則

昭和二十三年八月十八日最高裁判所規則第十五号

第一章 総則

第一条 司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄する。

第二条 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職

業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

第三条 司法修習生は、修習にあたって知つた秘密を漏らしてはならない。

第二章 修習

第四条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

第五条 司法修習生は、修習期間の中、少なくとも、六箇月は裁判所で、三箇月は検察庁で、三箇月は弁護士会で実務を修習しなければならない。

2 前項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定める。

第六条 司法修習生が病気その他の正当な理由によつて修習しなかつた七十日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。

第七条 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。

2 司法研修所長は、前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

3 司法研修所長は、第一項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には、日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

第八条 最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託する。

第九条 実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意し

なければならない。

2 司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行うことができる。

3 第七条第三項の規定は、前項の規定により協議を行う場合に準用する。

第十条 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

第十一条 司法研修所は、この規則に定めるものの外、修習に関して必要な事項を定めることができる。

2 高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、この規則に定めるもの又は司法研修所が前項の規定によつて定めるものの外、それぞれ各庁又は各会における修習に関して必要な事項を定めることができる。

3 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、前項の事項を定めたときは、これを司法研修所長に報告しなければならない。

第三章 考試

第十二条 裁判所法第六十七条第一項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下委員会という。）を常置する。

2 委員会は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。

3 委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適当な者の中から、最高裁判所が、これを委嘱する。

4 委員会に書記を置く。

第十二条の二 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、考査委員を委嘱することができる。

2 考査委員は、考試の実施に関し、委員長が特に命じた事務を行なう。

第十三条 司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告には、第十条により最高裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

第十四条 委員会は、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行う。

第十五条 考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

第十六条 委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によつて、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

第四章 罷免

第十七条 司法修習生で次の各号のいずれかに該当する者は、これを罷免する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ない者

第十八条 最高裁判所は、司法修習生に左の事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

- 一 品位を辱める行状があつたとき
- 二 修習の態度が著しく不真面目なとき
- 三 成績不良で修習の見込みがないとき
- 四 病気のため修習に堪えないとき

五 本人から願出があつたとき

第十九条 司法研修所長は、司法修習生に前二条の各号に当る事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。

2 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、前二条の各号に当る事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない。